

第1回医療介護改革推進本部提出資料

医療介護改革推進本部の設置について

1. 設置趣旨

人口減少・超高齢社会に対応した国民生活の安心の基盤づくりとして、地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、医療保険制度の安定化を図るため、厚生労働省に「医療介護改革推進本部」（以下「本部」という。）を設置する。

2. 本部の構成

- (1) 本部の構成員は、別紙1のとおりとする。
- (2) 本部に事務局を設置し、事務局の構成は別紙2のとおりとする。庶務は、政策統括官付社会保障担当参事官室の協力を得て、保険局医療介護連携政策課において処理する。

3. 本部の任務

地域包括ケアシステム（医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制）の構築及び国民健康保険制度の基盤強化をはじめとする医療保険制度改革を進めるため、全省一体となって、以下の取組を行うこととする。

- (1) 改革に対する国民の理解を深めるため、地域包括ケアシステムの構築及び医療保険制度改革に関する広報等を積極的に展開すること
- (2) 医療保険制度改革について、地方自治体、経済界及び医療関係者等との協議を進め、理解及び協力を得ること

4. その他

上記に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項については、本部が定める。

5. 施行期日

平成26年10月10日

医療介護改革推進本部 構成員

本部長：塩崎厚生労働大臣

本部長代理：山本厚生労働副大臣

永岡厚生労働副大臣

橋本厚生労働大臣政務官

高階厚生労働大臣政務官

副本部長：厚生労働事務次官

厚生労働審議官

構成員：保険局長（主査）

医政局長

社会・援護局長

老健局長

政策統括官（社会保障担当）

大臣官房審議官（医政担当）

大臣官房審議官（医薬品等産業振興、国際医療展開担当）

大臣官房審議官（賃金、社会・援護・人道調査担当）

大臣官房審議官（老健担当）

大臣官房審議官（医療保険担当）

大臣官房審議官（医療介護連携担当）

大臣官房情報政策・政策評価審議官

【事務局】

事務局長：保険局医療介護連携政策課長

事務局次長：参事官（社会保障担当参事官室長併任）

事務局員：大臣官房参事官（情報政策担当）

医政局総務課長

医政局地域医療計画課長

社会・援護局総務課長

社会・援護局地域福祉課長

老健局総務課長

老健局介護保険計画課長

老健局高齢者支援課長

老健局振興課長

老健局老人保健課長

保険局総務課長

保険局保険課長

保険局国民健康保険課長

保険局高齢者医療課長

保険局医療課長

医療と介護の一体改革に係る今後のスケジュール

